

平成30年8月14日

指定居宅介護支援事業所 管理者 各位

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課長

(公 印 省 略)

特定事業所集中減算の適用要件の見直しについて (通知)

日頃より、本市の介護保険制度の運営についてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般発出されました平成30年度の介護報酬改定において、特定事業所集中減算の適用要件について下記項目の改正が行われましたので、通知いたします。

なお、下記ホームページに通知、届出書様式、手続き等についてお示ししておりますので、御確認いただき、適切なサービスの実施をお願いいたします。

記

1. 改正項目 ・ 特定事業所集中減算の対象サービス

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

※これ以外のサービスは、計算の対象外となりました。

2. 判定期間

		判定期間	減算期間	提出期限
平成30年度	前期	<u>4月</u> ～8月	10月～翌年3月	9月18日
	後期	9月～2月	4月～9月	3月15日
平成31年度以降	前期	<u>3月</u> ～8月	10月～翌年3月	9月15日
	後期	9月～2月	4月～9月	3月15日

3. ホームページ 「特定事業所集中減算の届出について (居宅介護支援事業所)」

<http://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p002674.html>

辿り方：さいたま市ホームページ>事業者向けの情報>届出・手続き>介護保険>指定申請・通常サービス>特定事業所集中減算の届出について

【担当】

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課

事業者係 我妻・神谷・佐々木

電話 048-829-1265

Fax 048-829-1981